

## ■受入できない廃棄物について

下記の廃棄物は、持ち帰っていただきます！

- ・液状の廃棄物
- ・著しい臭気を発する廃棄物
- ・油分を多量に含む廃棄物(触れてみて手につく程度を目安)
- ・動物の死体
- ・特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物
  - ・ 塵石綿(飛散性のもの)
  - ・ 医療廃棄物など  
(注射針・ガーゼ・脱脂綿など患者の体液を含むもの、切除された組織片などの感染性廃棄物)
- ・家電製品(テレビ・洗濯機・エアコン・冷蔵庫・乾燥機等)
- ・電子回路プリント基板
- ・蛍光灯(50cm以下に破碎されたものは除く)
- ・火災等危険物
- ・バッテリー・電池
- ・ライター・マッチ・花火
- ・発煙筒
- ・薬品ビン(内部洗浄が行われたものは除く)
- ・スプレー缶(中身の抜かれたものは除く)
- ・合成樹脂を発泡させたもの(ウレタンフォーム・発泡スチロールなど)  
(そのもののみは受け入れない。多少の混入は可)
- ・藁・草(そのもののみは受け入れない。多少の混入は可)
- ・最大径が50cmを超える廃棄物(石綿含有廃棄物は概ね2m以下)
- ・中空の状態である廃棄物(石綿含有廃棄物を除く)